



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

214 令和6年度和歌山県電気工事士免状交付等業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(危機管理・消防課)..... 1
215 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止	(長寿社会課)..... 3
216 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止	( " )..... 3
217 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	( " )..... 4
218 新六箇井土地改良区の役員の退任	(農業農村整備課)..... 4
219 県営土地改良事業計画の決定	( " )..... 4
220 保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課)..... 5
221 公共測量の終了	(技術調査課)..... 5
222 道路の区域変更	(道路保全課)..... 5
223 道路の供用開始	( " )..... 6

## 告 示

### 和歌山県告示第214号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、令和6年度和歌山県電気工事士免状交付等業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

令和6年3月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

#### 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

##### (1) 業務の名称

令和6年度和歌山県電気工事士免状交付等業務

##### (2) 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、令和6年3月8日（金）現在において、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- 次のア及びイのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は経営に実質的に関与

している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(7) 和歌山県内に本社又は主たる営業所を有する法人であること。

(8) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第2項の規定により第一種電気工事士免状の交付を受けている者が属している者であること。

(9) 電気工事士法第4条の3の自家用電気工作物の保安に関する講習その他これに類するものとして和歌山県が認めた講習を行っている者であること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近2年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類）

オ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税、消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）全税目

カ 役員等に関する調書

キ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ク 誓約書

ケ 2の（8）の第一種電気工事士免状の交付を受けている者が、当該法人に属していることが確認できる書類

コ ケに該当する者に係る第一種電気工事士免状の写し（両面）

サ 2の（9）に該当する者であることが確認できる書類

(2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって、（1）のイからカまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) （1）のア、イ及びカからクまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和6年3月8日（金）から同月18日（月）までの和歌山県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和6年3月12日（火）午後5時30分までに和歌山県総務部危機管理局危機管理・消防課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

### 4 一般競争入札資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和6年3月8日（金）から同月15日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合は書留郵便で令和6年3月19日（火）午後5時までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

### 5 一般競争入札資格審査申請書類の配布場所

和歌山県総務部危機管理局危機管理・消防課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2263

ファクシミリ番号 073-422-7652

電子メールアドレス e0116001@pref.wakayama.lg.jp

## 6 一般競争入札資格審査の結果通知

一般競争入札資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書により令和6年3月18日（月）までに通知する。

## 7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

## 和歌山県告示第215号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和6年3月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
30117101 87	医療法人岡整形外科	岡整形外科	和歌山県紀の川市桃山町市場383-1	居宅療養管理指導	令和 6.2.1
30722000 45	有限会社ホームヘルプ24	ホームヘルプ24	和歌山県田辺市片町116-1	訪問介護	令和 6.2.29

## 和歌山県告示第216号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

令和6年3月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
30117101 87	医療法人岡整形外科	岡整形外科	和歌山県紀の川市桃山町市場383-1	訪問看護 訪問リハビリテーション 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション	令和 6.2.1

3071700144	医療法人岡整形外科	岡整形外科デイケア丘のうえ	和歌山県紀の川市桃山町市場383-1	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	令和6.2.1
------------	-----------	---------------	--------------------	--------------------------------	---------

**和歌山県告示第217号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和6年3月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3061590067	株式会社Family Feelings	訪問看護ステーションことり	和歌山県有田市宮崎町580番地8	訪問看護	令和6.3.1	令和12.2.28
				介護予防訪問看護	令和6.3.1	令和12.2.28
3072501129	社会福祉法人高瀬会	老人保健施設あじさい苑	和歌山県東牟婁郡古座川町高瀬415番地	訪問リハビリテーション	令和6.3.1	令和12.2.28
				介護予防訪問リハビリテーション	令和6.3.1	令和12.2.28

**和歌山県告示第218号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、新六箇井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和6年3月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

退任した役員（令和6年1月6日退任）

職名 氏 名 住 所  
 監事 芝崎仁一 和歌山市土入34番地

**和歌山県告示第219号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業狩場池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受け

た日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和6年3月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和6年3月11日から同年4月8日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局農林水産振興部農地課及び紀の川市農林商工部農地整備課

和歌山県告示第220号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和6年3月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第221号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和6年3月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 作業の種類 公共測量（GNSSによる基準点測量（1級GNSS測量機））

2 作業期間 令和6年1月30日から同年2月21日まで

3 作業地域 和歌山県東牟婁郡古座川町潤野地内

和歌山県告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柏御坊線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
御坊市菌字松原田350番3地先から同市菌字松原田350番3地先まで	旧	7.00 }	27.40	
同上	新	7.00 }	27.40	

**和歌山県告示第223号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 柏御坊線

供用開始の区間 御坊市菌字松原田350番3地先から同市菌字松原田350番3地先まで

供用開始の期日 令和6年3月8日